

一般社団法人 ファイナンシャル・アドバイザー協会

高齢者取引に係る、
規制・ルール・ガイドライン等について



一般社団法人

ファイナンシャル・アドバイザー協会

The Financial Advisors Association of Japan

高齢者取引に係る関連法令諸規則等 **(適合性の原則)**

◆金融商品取引法 第40条1号

- ・顧客の知識、経験、財産の状況及び契約を締結する目的に照らして、不相当と認められる勧誘を行ってはならない。
- ⇒顧客の具体的特性に応じた、適切な勧誘。

◆金融商品販売法 3条1項2号、同2項

- ・元本欠損が生じるおそれがある旨等の**重要事項を説明**しなければならない
 - ・説明は、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、**当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度**によるものでなければならない。
- ⇒説明義務違反は損害賠償責任を負う（同法5条）。

◆商品先物取引法 第215条、218条1項、2項

- ・顧客の知識、経験、財産の状況及び商品取引契約を締結する目的に照らして不相当と認められる勧誘を行つて委託者等の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがないように、商品先物取引業を行わなければならない。
 - ・説明は、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該商品取引契約を締結しようとする目的に照らして、**当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度**によるものでなければならない。
- ⇒説明義務の違反は、顧客に対する損害賠償責任を負う（218条4項）。

高齢者取引に係る関連法令諸規則等 **(日証協規則)**

「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第5条の3

・協会の業態、規模、顧客分布及び顧客属性並びに社会情勢その他の条件を勘案し、**高齢顧客の定義、販売対象となる有価証券等、説明方法、受注方法等に関する社内規則を定め、適正な投資勧誘に努めなければならない。**

「高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン」(8月1日改定予定)

以下の5点につき社内規則の整備を求める

① 高齢顧客の定義

⇒ 目安：75歳以上、慎重な勧誘販売要する顧客：80歳以上、対象外：会社経営者、役員等で属性や投資意向を十分に把握している場合など。

② 高齢顧客に勧誘可能な商品の範囲等

⇒ 高齢顧客に勧誘しても問題がないと考えられる商品の範囲を定め、それ以外の**「勧誘留意商品」の勧誘時に、役席者の事前承認。**

③ 勧誘場所や方法に応じた勧誘

⇒ 外出先での勧誘の際には、**説明内容や顧客の反応等を録音保存等推奨。**原則、翌日以降の受注とし、**勧誘担当営業員とは別の役席者による受注。**

④ 約定後の連絡

⇒ 80歳以上場合には、**勧誘担当営業員とは別の職員による約定結果連絡。**

⑤ モニタリング

⇒ 社内規則の遵守状況を確認。

高齢者取引に係る関連法令諸規則等（日証協：IFAに係る規則）

◆「金融商品仲介業者に関する規則」第6条の2

- ・ 協会員は、金融商品仲介業者が「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第5条の3に定めるところ等により適切な投資勧誘を行う態勢を整備しなければならない。

高齢者取引に係る関連法令諸規則等（金融庁監督指針）

◆「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」

「勧誘・説明態勢」（Ⅳ-3-1-2(3)）

<高齢顧客への勧誘に係る留意事項>

- ・ 日証協高齢者取引ガイドラインを踏まえ、高齢顧客に対する勧誘・販売に関する社内規則を整備するとともに、社内規則の遵守状況をモニタリングする態勢を整備しているか。
- ・ 販売後も、高齢顧客の立場に立って、きめ細かく相談にのり、投資判断をサポートするなど丁寧なフォローアップを行っているか。



第3回 「委託正会員コンプライアンス管理に係る打合せ」模様

◆開催日時

2021年8月6日（金）14:00-15:00

◆出席者

- ・ 藍澤証券（山崎氏、小山高氏）
- ・ あかつき証券（永嶋氏）
- ・ エース証券（東谷氏）
- ・ SBI証券（金井氏、榎園氏）
- ・ PWM日本証券（高橋氏）
- ・ 楽天証券（丸目氏、名越氏）
- ・ ウェルスナビ（平野氏）
- ・ 東海東京証券（加茂氏）
- 事務局（入木、水野、澤岬、出久根）

I. 前回（IFAの自己勘定取引管理について）の振返り

水野顧問より、第2回のポイントにつき振返り。

- ・ モニタリング対象保有期間の下限設定の検討（1ヶ月以内など）
- ・ 所属証券会社以外での証券口座開設不可とする規則の検討
- ・ 罰則基準の策定、事前申請・承認制の検討

上記につき、FA協会理事会等において議論をすすめ、将来的にはガイドライン等の策定を検討する。

II. 高齢者取引管理について

楽天証券の丸目様より、事前提出資料に基づきご説明。

以下、説明のポイントおよびご意見・ご質問等

- 高齢者取引に係る関連法令・諸規則等ご説明
金商法、金販法、日証協ガイドライン、金融庁監督指針等のご説明
- 楽天証券の高齢顧客取引に係る確認体制につきご説明

①勧誘留意商品勧誘前の事前確認（75歳以上）

⇒顧客の理解力等につき、仲介業者の承認者が面談を実施し、勧誘の可否を判断。

- ・ 健康状態に問題は無いか
- ・ 会話がかみ合うか
- ・ 理解力に問題は無いか
- ・ 投資意向はどうか等

②取引後確認（75歳以上）

⇒楽天証券のRC部担当者が直接顧客に連絡し、勧誘者による勧誘時の説明内容及びお客様の商品に対する理解度を確認。

- ・インターネット取引を行った非勧誘顧客についても確認を実施。
- ・理解度に懸念等ある場合は、仲介業者の内部管理責任者・営業責任者による再説明等を指示。

③高齢顧客の状況確認（80歳以上）

⇒楽天証券で毎月作成するリストに基づき、仲介業者の承認者が定期（年次）ヒアリングを実施

- ・健康状態に問題は無いか
- ・会話がかみ合うか
- ・理解力・判断力に問題は無いか
- ・投資意向はどうか
- ・自己責任原則を理解しているか等

○課題認識

<勧誘前承認の実行性について>

⇒仲介業者の承認者に委ねているため、中立性、知識や経験等の差による確認、記録の精度のばらつきに懸念あり。

また、現在記録は紙ベースで仲介業者にて保管している為、即時に内容の確認をすることが出来ない点も改善が必要と認識（システム化に向けて準備中）。

<勧誘可能商品の範囲について>

⇒日本株、外株の勧誘には制限をかけておらず通常のモニタリングの範囲で確認を実施しているが、勧誘可能商品の範囲は適切か。

<家族の同席・同意等について>

⇒現状では義務づけていないが、ルール作りが必要か。

<アフターフォローについて>

⇒現状では義務化（ルール化）していないが、ルール化が必要か。

<対象者の特定について>

⇒日証協ガイドライン等では、顧客属性に基づく弾力的な対応を許容しているが、現状では一律同様の対応としている。

○各社の高齢顧客に対する、投資意向・理解度等の確認状況

委託証券会社	①勧誘留意商品勧誘前の事前確認 (75歳以上)	②取引後確認 (75歳以上)	③承認者による高齢顧客の状況確認 (80歳以上)	特記事項
楽天証券	・勧誘可否の判断結果等については、紙のチェックシートに記録のうえ、仲介業者で保管。	・インターネット（非勧誘）経由の取引についても確認。 ・週に15、16件（月100件未満）程度。	・紙のチェックシートに記録のうえ、仲介業者で保管。 ・連絡の取れない対象顧客の口座は、確認（面談）が取れるまで取引を制限。	・勧誘留意商品範囲：投信・外債など ・家族同席については、顧客が取引の詳細を家族に伝えていないケー

	<ul style="list-style-type: none"> ・75歳以上⇒確認後同日受注。 ・80歳以上⇒勧誘の翌日以降、承認者が受注・約定後確認実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に認知症に該当したケース無。 		<ul style="list-style-type: none"> ・スが多いなどの理由から実現は難しい。
藍澤証券	<ul style="list-style-type: none"> ・藍澤証券から顧客に連絡のうえ事前確認を実施。受注は仲介業者。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状では、実施せず。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前確認から受注まで、藍澤証券で実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族同席を推奨。不可の場合は、翌日以降に再度意向確認のうえ受注。
あかつき証券	<ul style="list-style-type: none"> ・仲介業者からの申請を受け、あかつき証券が電話面談を実施し可否を判定。 ・仕組債に力を入れているため、確認件数は月に100件程ある。 ・顧客と仲介業者の信頼関係が強く、一任に近いケースが稀にある。そのような場合は、仲介業者に再説明を指示。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状では、実施せず。 ・仲介業者が作成した接触履歴に説明内容や顧客の反応を記録⇒約定後に、あかつき証券でモニタリングを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・楽天証券と同様（受注、約定連絡ともにあかつき証券）。 ・80歳の誕生日を迎えた見込み客につき、仲介業者からの申請書を受け、あかつき証券で面談を実施（年次）、以下の3つに分類； ①問題なし ②家族の同意があれば可 ③不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・勧誘留意商品の範囲は楽天と同様。 ・同居の家族がいる場合は、極力家族同席・同意書を貰う。
エース証券	<ul style="list-style-type: none"> ・エース証券で実施（原則）。 ・若い顧客が多く、高齢顧客の該当数は少ない。 		<ul style="list-style-type: none"> ・楽天証券同様、エース証券で実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、家族の同席・同意を求める。同席不可の場合は、理由を記録。 ・外株については、年齢・リスク許容度を基に作成した顧客カードに基づき必要に応じて面談を実施。
SBI証券	<ul style="list-style-type: none"> ・仲介業者の営業責任者による事前承認を経て、SBI証券で再度審査のうえ承認。 ・受注の際も、勧誘時の説明状況の記録を基に審査・承認。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常のモニタリングにおいて確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ・仲介業者の営業責任者又は内部管理責任者が受注。受注時に、営業員の説明状況や顧客の理解度を確認。その際、通話録音を義務付けている。 ・80歳以上の勧誘留意商品取引について、SBI証券で通話録音のモニタリングを実施（全件）。週40~50件。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族同席義務なし。ただし、勧誘当日に受注を行う場合は、家族の同席と家族からの買付に関する同意書の差入れを必須としている。
PWM日本証券	<ul style="list-style-type: none"> ・仲介業者からの勧誘承認申請を受け、PWM日本証券で顧客の理解度確認等実施。 ・件数も少なく、特段問題になった事案無。 	<ul style="list-style-type: none"> ・PWM日本証券から顧客への直接のヒアリングは実施せず。 ・80歳超については、今後直接ヒアリングを行う体制整備を検討。 		<ul style="list-style-type: none"> ・家族の同席は求めている。 ・対象商品は投信と債券（株式の取扱い無）。

<エース証券、SBI証券のコメント>

仲介業者により確認状況にばらつきがあるため、証券会社でモニタリングのみならず承認も行っている。仲介業者内で承認まで完結できるスキームを検討している。

<SBI証券からの質問>

SBI証券では、80歳以上の顧客については、株式（日本株・外株とも）を勧誘留意商品とし、事前（場合により包括）申請制度を採用しており、一部から厳しすぎるとの声が上がっている。高齢顧客の場合、株式の売買について仲介業者に一任しているようなケースもあるが他社はどうか。

⇒（楽天証券）株式を勧誘留意商品とするかにつき、社内で議論を重ねているが結論に至っていない。株式は高リスク商品であるとの認識がある一方、情報量も多く非常にわかりやすいため勧誘可能と位置付けるべきとの意見もある。また、株取引については、売買頻繁が高い顧客も多く、その場合は特別申請や包括承認を採用することとなり、他商品にも波及してくる。

仲介業者に一任しているようなケースはあまり無いが、売買頻度の高い顧客については面談確認を実施している。

<藍澤証券からの質問>

確認を要する高齢顧客の範囲について日証協ガイドラインでは、顧客属性に基づく弾力的な対応を許容しているが他社の対応状況はどうか。

⇒（SBI証券）現役の会社経営者等については、SBI証券で面談を実施のうえ、問題のない場合は、同意書を頂いたうえで対象外としている。半年に一度フォローアップの面談を実施し適切性を継続的に確認している。

<まとめ>

- ・ 勧誘留意対象商品の拡充の検討（日株・外株など）
- ・ 家族同席・同意の要否の検討
- ・ 金融商品仲介者に加え、委託証券会社による事前・事後確認の徹底
- ・ 対象者の特定（会社経営者、役員等で属性や投資意向を把握している高齢者の除外など）

上記につき、FA協会が中立の立場で議論を進め、共通のガイドライン等の策定を検討。

◆次回（第4回）

日時：9月3日（金）14：00

テーマ：通話録音検証（勧誘・受注状況）・設置について

以上